

委員会提出議案第 1 2 号

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 8 年 6 月 2 3 日提出

議会運営委員会委員長 平 野 菅 子

三田市条例第 号

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会派 三田市議会基本条例（平成24年三田市条例第36号）第5条に規定する会派をいう。
- (2) 交付対象議員 政務活動費を会派に交付することを選択した会派に所属する議員以外の議員をいう。

第2条中「会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員（次条第3項の規定により政務活動費を会派に交付することを選択した会派を除いた会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）」を「会派及び交付対象議員」に改める。

第4条第3項中「若しくは死亡又は議会の解散により議員の身分を失ったときは、」を「、死亡若しくは議会の解散により議員の身分を失ったとき又は交付対象議員でなくなったときは、」に改める。

第6条中「会派」の次に「（政務活動費を会派に交付することを選択した会派に限る。）」を加える。

別表研究研修費の項中「会派が」を「会派等が」に改め、「会派の所属する議員等が」を削り、同表調査旅費の項から資料購入費の項までの規定中「会派の」を「会派等が」に改め、同表要請・陳情活動費の項及び広報広聴費の項中「会派」を「会派等」に改め、同表備品費の項及び通信運搬費の項中「会派の」を「会派等が」に改め、同表事務所費の項中「会派が」を「会派等が」に改める。

別記様式中「経理責任者名」を「経理責任者（議員）名」に、

「
会派名
を
会派名
議員名
に改める。
」

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行年度以後に交付された政務活動費について適用する。